

2019 年度沖縄県伝統芸能公演（かりゆし芸能公演）
広報印刷物・ウェブサイト制作業務委託 企画プロポーザル実施要領

1 趣旨・目的

公益財団法人沖縄県文化振興会（以下、振興会）では、県民および観光客に伝統芸能の鑑賞機会を提供するほか、40 歳以下の若手実演家の育成および子どもたちが伝統芸能に触れる機会を創出することを目的として、沖縄県伝統芸能公演（かりゆし芸能公演）を実施する。

本事業では、広報印刷物およびウェブサイト等の各種媒体を通じて広く効果的に発信することで、かりゆし芸能公演の認知度の向上を図ることを目的に、当該事業に関する広報物制作業務について広く企画提案を募り、最も適切な者を委託予定業者として選定するため、本企画プロポーザルを実施する。

2 委託業務の内容

- (1) 名称：2019 年度沖縄県伝統芸能公演（かりゆし芸能公演）広報印刷物・ウェブサイト制作業務
- (2) 業務内容：別紙企画提案仕様書のとおり

3 契約期間（予定）

契約締結日から平成 32 年（2020 年）3 月 31 日（火）まで

4 委託料上限額

委託料上限額は、3,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）とする。
（当該金額は、企画提案のために提示する金額であり、契約金額ではない。）

5 応募資格

次の要件を全て満たす法人または複数の法人からなる共同企業体とする。

- (1) 地方自治法執行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。共同企業体で実施する場合は、構成員の全てがこの条件を満たすこと。
- (2) 県内に本店または支店を有する法人であること。共同企業体で実施する場合には代表法人が県内に本店または支店を有していること。
- (3) 暴力団の構成員等の統制下でないこと。
- (4) 共同企業体で実施する場合は、共同企業体の中に管理法人を 1 者置くものとし、協定書を提出すること。管理法人は、本事業の運営管理、共同企業体構成員相互の調整、財産管理等の事務的管理を主体的に行う母体としての機関とし、共同企業体を構成する法人を代表する。管理法人は以下の要件を満たすことが必須である。
 - ア 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。
 - イ 委託業務を円滑に遂行するために必要な管理能力を有すること。
 - ウ 県内において業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有すること。
- (5) 本業務の実施に際し、正副 2 名以上の担当者を割り当て、十分な遂行体制がとれる者。

6 応募方法

(1) 参加申込

本企画プロポーザルに参加を希望する者は、振興会あてに別紙「企画プロポーザル参加申込書（様式①）」を平成31年4月12日（金）までにFAX又はメールにて提出すること。（FAX又はメール送信後は、電話で受信確認を行うこと。）

(2) 企画提案書等の提出

ア 提出締切：平成31年4月18日（木） 午後5時必着

イ 提出先：（公財）沖縄県文化振興会 那覇市字小禄1831-1 沖縄産業支援センター6階605
文化芸術推進課 担当：竹生 あて

ウ 提出書類：「7 提出書類」に定める書類一式を提出すること。

7 提出書類

本企画プロポーザルに参加を希望する者は、以下の書類を提出すること。

(1) 企画提案申請書（様式②）・・・1部

(2) 企画提案書（様式任意）・・・6部

ア 原則としてA4判、左綴りとする。（但し、必要な資料についてはA3判にして折り込む等、理解しやすいように適宜工夫してもよい。）

イ 審査員が企画や意図等を容易に理解できるよう、デザイン案や図表等を用いる等工夫すること。

ウ 提出する企画提案書は各社1案までとする。ただしデザイン案はその限りではない。

エ 提案内容について

- ・ 業務内容に沿ったスケジュール表を提示すること。
- ・ 本業務の実施体制や担当者等を提示すること。
- ・ その他本事業の目的に沿った、成果を高める独自企画等について提示すること。

(3) 見積書（様式任意）・・・押印原本1部

ア 企画提案書と別綴りとし、委託料上限額（消費税及び地方消費税を含む）の範囲内で見積を行うこと。

イ 項目が多くなる場合には、別紙として費用内訳書を添付すること。

ウ 企画提案仕様書等に記載のない事項については、企画提案者の行う内容に沿って積算すること。

(4) 会社概要（様式任意）・・・6部

(5) 協定書（様式任意）・・・6部 ※協同企業体の場合のみ提出

8 審査方法

(1) 企画提案書等の審査

提出された企画提案書に基づいてプレゼンテーション審査を行う。

※締切後の追加資料は認めない。

(2) プレゼンテーションについて

ア プレゼンテーションにおける各社の説明及び質疑応答の持ち時間は、各15分とする。

（内訳：10分・・・説明 5分・・・質疑応答）

- イ プレゼンテーション順は原則受付順とし、1社につき3名までの参加とする。
 - ウ プレゼンテーション審査の日時・場所等については、別途通知する。
 - エ 審査の結果は、別途文書にて通知する。
- (3) 審査基準
- ア 提案内容：提案が本事業の認知拡大と来場者の増加に繋がるような内容か。
 - イ 具体性：スケジュール、企画案等は実現可能な内容か。
 - ウ 経費：仕様書に準じた、適正な積算となっているか。
 - エ 総合評価：企画案の総合バランスはどうか。
- (4) 契約について
- 原則、第1位と選定された者と協議のうえ、契約を締結する。但し、契約締結に関して必要な協議が合意に至らない場合は次順位以降の者を繰り上げて、協議のうえ、契約を締結する。

9 日程

本企画プロポーザルの公募から契約までの概ねの日程は次のとおり。

- (1) 平成31年4月5日(金)～4月10日(水) プロポーザル実施にかかる質問の締切
備考：質問は、「11 問い合わせ先(事務局)」記載の担当者あてEmailで受け付けます。
質問に対する回答は、4月12日(金)に振興会ホームページに掲載します。なお、審査に関するお問い合わせには応じられません。
- (2) 平成31年4月12日(金) 企画プロポーザル参加申込書 締切 ※午後5時まで
- (3) 平成31年4月18日(木) 企画提案書等 締切 ※午後5時まで
- (4) 平成31年4月22日(月)頃 プレゼンテーション審査
- (5) 平成31年4月下旬 結果通知
- (6) 平成31年4月下旬 契約予定

10 その他

- (1) 企画プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画書等は、原則として返却しない。
- (3) 審査内容や審査経過については、質問及び異議申し立ては受け付けない。
- (4) 採択された企画案については、採用後の調整で変更することがある。
- (5) 本業務に関する制作物の著作権については、振興会に帰属する。
- (6) 検討すべき事項が生じた場合は、振興会と委託予定業者とで別途協議する。
- (7) 企画提案書、見積書の宛名は「(公財)沖縄県文化振興会 理事長」あてとすること。

11 提出先及び問い合わせ先(事務局)

(公財)沖縄県文化振興会 文化芸術推進課 竹生(たけお)、玉城(たましろ)

住所： 那覇市字小禄 1831-1 沖縄産業支援センター6階 605

電話： 098-987-0926 FAX： 098-987-0928

Mail： kariyushi@okicul-pr.jp